

令和 8 年 3 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 1 号 令和 8 年度射水市一般会計予算
- 議案第 2 号 令和 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 3 号 令和 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 号 令和 8 年度射水市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 5 号 令和 8 年度射水市水道事業会計予算
- 議案第 6 号 令和 8 年度射水市下水道事業会計予算
- 議案第 7 号 令和 8 年度射水市病院事業会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 9 号 令和 7 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 10 号 令和 7 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 議案第 11 号 令和 7 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 12 号 令和 7 年度射水市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 13 号 令和 7 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 14 号 令和 7 年度射水市病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 射水市田中基金条例の制定について
- 議案第 16 号 射水市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第 17 号 射水市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 18 号 射水市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 19 号 射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 20 号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 21 号 射水市火入れに関する条例の一部改正について
- 議案第 22 号 射水市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 23 号 財産の取得について
- 議案第 24 号 野手埋立処分所拡張整備工事請負契約について
- 議案第 25 号 指定管理者の指定について
- 議案第 26 号 行政組織の改編に伴う関係条例の整理について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 2 号 専決処分の報告について

議案第15号

射水市田中基金条例の制定について

射水市田中基金条例を次のように定める。

令和8年2月27日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市田中基金条例

(設置)

第1条 射水市の子育て環境の充実、未来を担う人材の育成等を通じた魅力あるまちづくりに資するため、田中産業株式会社及び関係会社等からの寄附金をもって、射水市田中基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するために必要な財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

射水市犯罪被害者等支援条例の制定について

射水市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和8年2月27日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって市民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯

罪被害人等早期援助団体その他の犯罪被害人等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害人等支援は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。

- (1) すべて犯罪被害人等は、個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されること。
- (2) 犯罪被害人等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害人等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 犯罪被害人等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害人等支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害人等支援施策の実施に当たっては、関係機関及び民間支援団体（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害人等の置かれている状況及び犯罪被害人等支援の必要性についての理解を深め、二次的な被害（周囲の無理解や心ない言動等による被害をいう。以下次条及び第15条において同じ。）等により犯罪被害人等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害人等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害人等の置かれている状況及び犯罪被害人等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに

当たっては、二次的な被害等により犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第8条 市及び関係機関等は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第9条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第12条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、市長が必要と認める者に対する見舞金の支給、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(市民の理解の増進)

第15条 市は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的な被害等の防止等による犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について市民の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第16条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する

議案第 17 号

射水市行政手続条例の一部改正について

射水市行政手続条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続条例の一部を改正する条例

射水市行政手続条例（平成 17 年射水市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項前段中「第 15 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同項後段中「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を

「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 18 号

射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成 17 年射水市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

附則に次の 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 1 2 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項、第 13 項、第 14 項及び第 15 項第 1 号において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア、第 14 号ア及び第 15 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第

13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

13 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額

から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除

額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

15 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

- イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合
 - イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、射水市市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合
 - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、射水市市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、

同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 19 号

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 33 号）の一部を次のように改正
する。

目次中「第 6 章 乳児等通園支援事業（第 50 条—第 56 条）」を

「第 6 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 乳児等通園支援事業の区分（第 50 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 51 条—第 54 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 55 条・第 56 条）」

に改める。

第 8 条（見出しを含む。）、第 9 条の見出し及び第 1 項、第 12 条並びに第 20 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 6 章中第 50 条の前に次の節名を付する。

第 1 節 乳児等通園支援事業の区分

第 50 条第 3 項中「事業に係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法
(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認におい

て定める利用定員をいう。)」を加える。

第6章中第51条の前に次の節名を付する。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

第6章中第55条の前に次の節名を付する。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

第55条各号を次のように改める。

- (1) 保育所 富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年富山県条例第14号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定の要件を定める条例（平成18年富山県条例第50号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年富山県条例第17号）
- (4) 家庭的保育事業所等 この条例（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

第56条後段を削る。

第57条中「家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者及びその職員」を「家庭的保育事業者等及びその家庭的保育事業所等の職員又は乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 20 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年射水市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

「第 4 章 特定乳児等通園支援事業

第 1 節 利用定員に関する基準

目次中「第 4 章 雑則（第 54 条）」を

第 2 節 運営に関する基準（第

第 5 章 雑則（第 84 条）

の運営に関する基準

（第 54 条）

に改める。

55 条—第 83 条）

」

第 1 条中「第 46 条第 2 項」の次に「(法第 54 条の 3 において準用する場

合を含む。)」を加え、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業」を「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条に次の3号を加える。

(30) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。

(31) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

(32) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。

第3条第1項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者」を「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「特定教育・保育又は特定地域型保育」を「特定教育・保育、特定地域型保育又は特定乳児等通園支援」に改め、同条第2項中「特定教育・保育又は特定地域型保育」を「特定教育・保育、特定地域型保育又は特定乳児等通園支援」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、同条を第84条とする。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第54条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の

16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第55条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第70条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第63条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第56条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第57条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第58条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第59条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第60条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第61条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続

的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第62条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第63条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。））の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要す

る費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第64条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳

児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第65条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第66条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第67条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第68条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第69条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第70条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第73条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第63条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第54条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第71条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第72条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第73条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第63条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第74条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第63条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第75条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等

等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第76条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第77条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第78条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次

項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第79条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳

簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第80条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第81条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第82条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第83条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第65条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第62条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第69条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第79条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第81条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

射水市火入れに関する条例の一部改正について

射水市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市火入れに関する条例の一部を改正する条例

射水市火入れに関する条例（平成 17 年射水市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条 2 項中「とき、又は強風注意報、乾燥注意報」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

射水市火災予防条例の一部改正について

射水市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市火災予防条例の一部を改正する条例

射水市火災予防条例（平成 17 年射水市条例第 198 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。））」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 10 条の 2 とする。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 10 条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保

つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第45条第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第81条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第81条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 23 号

財産の取得について

下記のとおり不動産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得物件

建物の名称 クロスベイ新湊

所在地 射水市本町二丁目 97 番地

取得部分 大和リース株式会社専有部分

2 取得価格

987,000,000 円

（うち消費税等 89,727,272 円）

3 契約の相手方

大阪府大阪府中央区農人橋 2 丁目 1 番 36 号

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 24 号

野手埋立処分所拡張整備工事請負契約について

制限付き一般競争入札に付した野手埋立処分所拡張整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 野手埋立処分所拡張整備工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 759,000,000 円
(うち消費税等 69,000,000 円)
- 4 契約の相手方 竹沢建設・道路技術サービス野手埋立処分所拡張整備工事共同企業体
代表者 射水市寺塚原 836 番地 3
竹沢建設株式会社
代表取締役 四井 慎一
構成員 射水市橋下条 527 番地
道路技術サービス株式会社
代表取締役 山本 光夫

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 25 号

指定管理者の指定について

射水市コミュニティセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
放生津コミュニティセンター	放生津地域振興会
新湊コミュニティセンター	新湊地域振興会
七美コミュニティセンター	七美地域振興会
塚原コミュニティセンター	塚原地域振興会
三ヶコミュニティセンター	三ヶ地域振興会
戸破コミュニティセンター	戸破地域振興会
橋下条コミュニティセンター	橋下条地域振興会
金山コミュニティセンター	金山地域振興会
大江コミュニティセンター	大江地域振興会
南太閤山コミュニティセンター	南太閤山地域振興会
浅井コミュニティセンター	浅井報徳地域振興会
櫛田コミュニティセンター	櫛田地域振興会

- 2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 26 号

行政組織の改編に伴う関係条例の整理について

行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(射水市行財政改革推進会議条例の一部改正)

第 1 条 射水市行財政改革推進会議条例(平成 26 年射水市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「未来創造課」を「DX 推進課」に改める。

(射水市健康づくり推進協議会条例の一部改正)

第 2 条 射水市健康づくり推進協議会条例(平成 26 年射水市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保健センター」を「健康推進課」に改める。

(射水市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第 3 条 射水市予防接種健康被害調査委員会条例(平成 26 年射水市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「保健センター」を「健康推進課」に改める。

(射水市食育推進会議条例の一部改正)

第 4 条 射水市食育推進会議条例(平成 26 年射水市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「保健センター」を「健康推進課」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 8 年 2 月 27 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
25	令和 7 年 12 月 12 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 33,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内 1 法人 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和 7 年 11 月 22 日 場 所 射水市水戸田地内
2	令和 8 年 2 月 4 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 33,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 富山県 3 事由 強風による物損事故 発生日 令和 7 年 12 月 26 日 場 所 射水市海王町地内